

## 京都文教学園情報セキュリティポリシー

### (目的)

第1条 京都文教学園（以下「本学園」という。）の情報システムは、本学園のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。この情報システムを安定的かつ効率的に展開するためには、電子情報が持つ情報セキュリティ上の脆弱性を十分認識し、情報セキュリティを確保するとともに、それを実行するための情報システムの整備が不可欠である。本学園においては、教職員及び学生等の全構成員が情報システム及び情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むものとする。

### (方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学園の情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

### (義務)

第3条 本学園の情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、このポリシー及び運用基本規程に沿って、別に定める利用に関する実施のガイドラインを遵守し、定められたマニュアルに基づき利用しなければならない。

### (罰則)

第4条 このポリシー、運用基本規程その他これらに基づき定められる規定に違反した場合の利用の規制及び罰則は、本学園の設置校が制定する学則及び本学園が定める就業規則に則って行うほか、別に定めるところによる。

### (所管)

第5条 このポリシーに関する所管は、法人事務局庶務部が行なう。

### (改廃)

第6条 このポリシーの改廃については学園教学運営協議会の議を経て、理事長が決定する。

### 附 則

このポリシーは、平成31年4月1日から施行する。